

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月26日

【発行者名】 フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド  
(Finansa Fund Management Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェームス マーシャル  
(James Marshall, Director)

【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サ  
ウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309  
(P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand  
Cayman, Cayman Islands, British West Indies)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎 文 彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階  
島崎法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎 文 彰

【連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階  
島崎法律事務所

【電話番号】 03(5802)5860

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンド  
(New-S Finansa Trust Vietnam Balanced Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
上限見込額は、3億米ドル（24,039百万円）  
（注）米ドルの円貨換算額は、平成24年5月14日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行  
の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=80.13円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注)

1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「発行者」または「管理会社」とは、1994年5月25日にケイマン諸島の法律のもとで有限責任会社として設立されたフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドをいう。
2. ファンドの受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載のない限り米ドル貨をもって行う。
3. 本書に記載の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「円」は日本円を指す。本書において便宜上、一定の米ドル金額は2012年5月14日の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=80.13円により円に換算されている。
4. 管理会社の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終了する1年間である。
5. 本書中の表において計数を四捨五入している場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンド（New-S Finansa Trust Vietnam Balanced Fund）（以下「ファンド」という。）の平成24年6月14日付で提出した有価証券届出書の記載の一部に訂正すべき事項が生じたため、本訂正届出書により、関連事項を訂正するものである。

## 2 【訂正の内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を引いて示している。

### 第一部 証券情報

#### (4) 発行（売出）価格

<訂正前>

各買付日直前の評価日現在で計算される受益証券1口当りの純資産価格（以下1口当りの純資産価格を「純資産価格」という。）

（注）本書において「買付日」および「評価日」とは以下の意義を有する。

「買付日」とは、各週の第2取引営業日をいう。

「評価日」とは、各週の最終評価営業日をいう。

上記の定義および本書において、「取引営業日」および「評価営業日」とは以下の意義を有する。

（中略）

「評価営業日」とは、ベトナムおよび香港（または管理会社が決定し得るその他の場所）において銀行が営業している土曜日、日曜日または公休日以外の日（ただし、台風シグナル8以上、暴風雨警報またはその他類似の現象によりいずれかの日における香港の銀行時間が短縮される場合は、管理会社が別段の決定をしない限り、かかる日を除く。）または管理会社がその絶対的裁量権により随時書面により指定するその他の日をいう。

（後略）

<訂正後>

各買付日直前の評価日現在で計算される受益証券1口当りの純資産価格（以下1口当りの純資産価格を「純資産価格」という。）

（注）本書において「買付日」および「評価日」とは以下の意義（2012年7月1日付で発効）を有する。

「買付日」とは、各暦月の1日および15日（またはかかる日が取引営業日ではない場合には、翌取引営業日とする。）をいう。

「評価日」とは、各買付日および各買戻日直前の取引営業日をいう。

上記の定義および本書において、「取引営業日」および「買戻日」とは以下の意義を有する。

（中略）

「買戻日」とは、各買付日と同一の日をいう。

（後略）

## (3) 管理報酬等

&lt;訂正前&gt;

受託報酬

受託会社は、トラストのシリーズ・トラストの資産から、年間報酬（事務管理業務の提供に関する報酬を含む。）を下記の料率で受領する権利を有する。

<u>純資産価格</u>	<u>年率</u>
50,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.12%
50,000,000米ドル超100,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.10%
100,000,000米ドルを超える部分	純資産価格の0.08%

受託会社の年間最低報酬額は、1ヵ月当り10,000米ドルとなる。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

受託報酬

受託会社は、トラストのシリーズ・トラストの資産から、年間報酬（事務管理業務の提供に関する報酬を含む。）を下記の料率で受領する権利を有する。

<u>純資産価格</u>	<u>年率</u>
50,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.12%
50,000,000米ドル超100,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.10%
100,000,000米ドルを超える部分	純資産価格の0.08%

受託会社の年間最低報酬額は、1ヵ月当り5,000米ドル (2012年7月1日以降の適用)となる。

(後略)

[次へ](#)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

(口)日本における販売手続等

<訂正前>

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続きがなされる。

#### 申込日

申込みは、受益証券の買付申込の締切日（毎週の各評価日の日本における1営業日前の日をいい、通常は毎週木曜日となる。以下「買付申込締切日」という。）の正午までに販売会社が受付けたものについて販売会社により一括して取扱われる。

#### 約定日と受渡日

日本における約定日は販売会社が直前の評価日における純資産価格の連絡を受け、買付申込注文の成立を確認した日（買付申込締切日の翌週の第2取引営業日で、買付日である、通常は火曜日となる。）であり、受渡しは、約定日（同日を含む。）から起算して4営業日以内とする。販売会社は、受領した申込金を当該4営業日目（通常は金曜日となる。）までにファンドのニューヨークの銀行口座に米ドルで送金するが、もし販売会社のかかる送金にかかわらず、その支配しえない事由により申込金額が次回買付日の1取引営業日（通常は翌週の月曜日となる。）の午前9時（香港時間）までにファンドの口座への払込がなされなかった場合は、当該申込みは次の評価日における純資産価格での申込みとみなされる。

（後略）

<訂正後>

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続きがなされる。

#### 申込日

申込みは、受益証券の買付申込の締切日（各評価日と同一の日とする。以下「買付申込締切日」という。）の正午までに販売会社が受付けたものについて販売会社により一括して取扱われる。

#### 約定日と受渡日

日本における約定日は販売会社が直前の評価日における純資産価格の連絡を受け、買付申込注文の成立を確認した日（買付申込締切日後の翌々取引営業日で、買付日の翌取引営業日とする。）であり、受渡しは、約定日（同日を含む。）から起算して4営業日以内とする。販売会社は、受領した申込金を当該4営業日目までにファンドのニューヨークの銀行口座に米ドルで送金するが、もし販売会社のかかる送金にかかわらず、その支配しえない事由により申込金額が次回買付日の直前の取引営業日の午前9時（香港時間）までにファンドの口座への払込がなされなかった場合は、当該申込みは次の評価日における純資産価格での申込みとみなされる。

（後略）

## 2 買戻し手続等

(口)日本における買戻し手続等

<訂正前>

#### 買戻日

買戻しを希望する受益者は、各週の評価日（通常は金曜日となる。）の日本における1営業日前（通常は木曜日で、以下「買戻申込締切日」という。）の正午までにその保有にかかる受益証券の買戻しの申込みを販売会社に対して行うときは、当該評価日にかかる買戻日（買付日と同一の日で、通常は当該評価日の後の翌火曜日となる。以下「買戻日」という。）に当該受益証券の買戻しが買戻価格（以下に定義する。）で行われる。

（後略）

<訂正後>

#### 買戻日

買戻しを希望する受益者は、受益証券の買戻申込の締切日（各評価日と同一の日とする。以下「買戻申込締切日」という。）の正午までにその保有にかかる受益証券の買戻しの申込みを販売会社に対して行うときは、当該評価日にかかる買戻日に当該受益証券の買戻しが買戻価格（以下に定義する。）で行われる。

（後略）